

製造支援サイトリスト

別紙 1

審査場所（本社・研究所など）が複数ある場合、下記にご記入の上、組織図を添付してください。

登録範囲については、別紙 2 をご参照ください。

	事業所等の名称・所在地・所要時間	業務内容	人数
1	主対象組織 名称、所在地および業務内容：項目 1, 2 および 6 を参照		
2	名 称：_____ 所在地：〒_____ _____ 主対象組織からの所要時間：_____時間		
3	名 称：_____ 所在地：〒_____ _____ 主対象組織からの所要時間：_____時間		
4	名 称：_____ 所在地：〒_____ _____ 主対象組織からの所要時間：_____時間		
	計		

1. 業務分野

下記リストから、貴社の業務内容に最も適すると思われるカテゴリコード（色付部）をご選択ください。

	カテゴリ		含まれる活動の例
農業又は作物の取扱い	BIII ☐	植物製品の加工前の取扱い	収穫された植物に対する活動で、園芸作物や食用の水生植物を含む、製品を元の全体的な形状から変化させないもの。これらには、清浄、洗浄、すすぎ、フルーミング、選別、等級分け、トリミング、束ね、冷却、水冷、ワックスがけ、浸漬、曝気、保管または加工の準備、梱包、再梱包、ステージング、保管、積み込みが含まれる。
食品、原料及びペットフードの加工	CI ☐	傷みやすい動物性製品の加工	冷蔵または冷凍の温度管理が必要な魚、魚製品、海産物、肉、卵、乳製品などの加工及び包装。 動物性食品のみからなるペットフードの加工。
			CI-1 赤身肉及び白身肉
			CI-2 魚、軟体動物、甲殻類
			CI-3 酪農製品
			CI-4 鶏卵及び鶏卵製品
	CII ☐	傷みやすい植物性製品の加工	果物やフレッシュジュース、野菜、穀物、ナッツ、豆類、冷凍水性製品、植物性食肉、代替乳製品などの加工と包装。植物性食品のみからなるペットフードの加工。
	CIII ☐	傷みやすい動物性製品及び植物性製品の加工（混合製品）	ピザ、ラザニア、サンドイッチ、餃子、RTE（そのまま食べられる食品）などの加工と包装。敷地外のケータリング厨房を含む。 即時消費用に提供されていない業務用厨房の製品を含む。 混合製品からの傷みやすいペットフードの加工。
	CIV ☐	常温保存製品の加工	缶詰、ビスケット、スナック菓子、油、飲料水、飲料、パスタ、小麦粉、砂糖、食品用塩など、常温で保存及び販売される製品の加工及び包装。常温保存ペットフードの加工。
			CIV-1 低温殺菌、商業的殺菌（例えば、UHT、缶詰、レトルト）及び高圧処理（HPP）を含む加熱及び／または圧力処理製品
			CIV-2 乾燥食品及び材料（例えば、砂糖、塩、スパイス、小麦粉など）
			CIV-3 保存性／自己保存性食品及び材料（高酸性食品、低水分活性食品、高糖度／ブリックス食品、保存料で保存される食品）例えば、酢、ソース、ジャム、漬物、発酵製品、醤油、非加熱／未殺菌の蜂蜜。CIV-1 に該当する製品は除く（CIV-3 は、未殺菌のものに限る）
			CIV-4 押出成形、パン及び菓子製品
			CIV-5 植物性または動物性油脂
			CIV-6 飲料（アルコール飲料を含む）

付帯 サービス	I □	包装資材の製造	食品、飼料、動物性食品と接触する包装資材の製造。 加工に使用するために現場で製造される包装を含む場合がある。
			I-1 プラスチック（硬質・軟質）
			I-2 紙・板紙
			I-3 金属
			I-4 ガラス
			I-5 その他：木材、コルク、紐、テープ、インクなど
(生化学) 化学製品	K □	バイオ／化学製品の製造	食品及び飼料の加工助剤、添加物（香料、ビタミンなど）、 ガス、ミネラルの製造。バイオ培養と酵素の生産。
			K-1 加工助剤、添加物、色素、香料、ガス、ビタミン、 栄養補助食品
			K-2 バイオカルチャー及び酵素

2. 製品群の数

製品群の数につきましては、以下をご参考願います。

- ① 製造ラインの数をご記入ください。なお、同種のものを複数の同じラインで製造している場合はそれらを1つとしてカウントしてください。
- ② お弁当や給食の製造工場、セントラルキッチンや冷凍食品工場などに該当されるお客さまは、製造方式が同一であればそれを1つとしてカウントしてください。

(例) お弁当(ご飯もの)、お弁当(そば・うどん入り)、おにぎり、サンドイッチ ⇒ **4種類**

※既にシステム構築にお取り組み中のお客さまは、

- ③ ハザード分析ワークシートの種類の数をご記入ください。
- ④ アイテムごとにではなく、製品の種類ごとにフローダイアグラムを作成されている場合は、その数をご記入ください。
- ⑤ 製造工程図やフローダイアグラムを作成済みのお客さまは添付してください。
(数が多い場合は代表的なものを添付してください。)

3. 登録対象サイトについて

FSSC 22000 は、製造もしくは製造と同等な活動（例：受託包装）を実施しているサイトが登録対象となります。また、製造エリアや設備、要員が共用されており、最終製品の食品安全性に影響を及ぼす可能性のある場合には、一部の製品を登録範囲から除外することはできません。

・ISO22003-1:2022 _ 認証機関に対する要求事項

9.1.2.3 認証範囲の定義は、次のものであってはならない：

－ 活動、プロセス、製品、又はサービスが、組織の活動の法的な責任により定義された最終製品の食品安全性に影響を及ぼす可能性のある場合には、それら活動、プロセス、製品、又はサービスを認証範囲から除外すること；

※ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。